**＜大阪府認定内職あっせん所規程に係る認定基準チェックシート＞**

**申請にあたっては以下の要件を満たしているか今一度ご確認のうえ、チェックボックスにチェックを入れてください。**

**※要件に記載の大阪府認定内職あっせん所要綱及び家内労働法につきましては、裏面をご参照ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 具備要件 | ﾁｪｯｸ |
| 大阪府の区域内において、内職あっせん事業を継続して６月以上行っていること。 | □ |
| 要綱第２条第１項各号(※)に掲げる者が２０人以上（そのうち同項第１号から第３号までに掲げる者が５人以上）に内職をあっせんしていること。 | □ |
| 内職工賃の支払能力及び技術指導の能力を有している者であること。 | □ |
| 家内労働法第３条第１項の規定により家内労働手帳を内職従事者に交付していること。 | □ |
| 工賃を、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して、１月以内に支払っていること。（ただし毎月一定の日を工賃締切日としている場合は、その日から1月以内に支払っていること。） | □ |
| 男子既製洋服製造業務を委託していう場合、定められた最低工賃以上の工賃の支払いをしていること。 | □ |
| 内職資材の集配に必要な設備機器を有し、かつ、法第１７条第１項の規定を順守し、必要な措置を講じていると認められること。 | □ |
| 家内労働法第２７条より、内職従事者の氏名、工賃額等の事項を記載した帳簿を備え付けていること。 | □ |
| 要綱第１４条より、認定内職あっせん所の主な取り扱い業種及び事業実施方法等の情報発信に努めること | □ |

≪家内労働手帳≫

家内労働手帳は、以下の内容を記入する必要があります。

〔物品の受け渡し工賃の支払いのつど〕

・受領年月日

・工賃支払額

〔原材料等の引き渡し時までに〕

・家内労働者の氏名

・委託者の氏名

・営業所の名称・所在地

・工賃の支払い方法

・その他の委託条件　等

〔原材料の受け渡しのつど〕

・委託業務の内容

・納入物品数

・工賃単価

・工賃の支払期日

・納品の期日等　等

厚生労働省のホームページにはモデル様式が掲載されていますので、参考にしてください。

URL：<https://kanairodo.mhlw.go.jp/etc/notebook.html>

点検日：　　　年　　　月　　　日

名　　称：

代表者名：

【大阪府認定内職あっせん所要綱】

〈要綱第２条第１項イからニ〉

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 37 条第２項に規定する

対象障害者（以下「障がい者」という。）

ロ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第６条第２項に規定する要保護者

ハ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第６条第１項の規定する配偶者

のない女子であって、20 歳未満の子を扶養しているもの

ニ 前イからハまでに掲げる者のほか、生活に困窮していると認められる者

〈要綱第１４条〉

所長は、内職従事者及び内職に従事することを希望する者等が認定あっせん所を認知できるよう、認定あっせん所の主な取扱業種及ぶ事業実施方法等の情報発信に努めるものとする。

【家内労働法】

〈家内労働法第３条第１項〉

委託者は、委託をするにあたつては、家内労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。

〈家内労働法第１７条〉

委託者は、委託に係る業務に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を家内労働者に譲渡し、貸与し、又は提供するときは、これらによる危害を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

〈家内労働法第２７条〉

委託者は、厚生労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かなければならない。